

埼玉国有林の地域別の森林計画書
第1次変更計画
(変更部分のみ)
(埼玉森林計画区)

計画期間 自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日

関東森林管理局

埼玉国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

1. 計画箇所以外で発生した荒廃箇所において、山腹工を実施するため、「実施すべき治山事業の数量」を変更する。

なお、本計画は令和7年4月1日から適用する。

【変更項目】

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
秩父市	3~8、10、11、28、64-1、 67~69、72、73	15	15	溪間工 山腹工 本数調整伐	
合計		15	15		